

総務省行政相談センター

まぐみみ広島

平成30年7月豪雨災害 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

平成30年7月豪雨災害により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

総務省中国四国管区行政評価局では、今回の災害に関して、いろいろなお問合せやご相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 電話による相談受付：平日 8：30～17：15

行政相談専用ダイヤル **0570-090110**

※ 上記の電話番号は、お近くの行政相談センターにつながります。一部のIP電話等
は利用できない場合があります。

その場合には、**082-222-1100**をご利用ください。

- 来所による相談受付：平日 8：30～17：15

住所：広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4号館 13階
まぐみみ広島（中国四国管区行政評価局）

- インターネットによる相談受付

URL：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

- FAXによる相談受付

082-228-4955



（注）ガイドブックの情報は、平成31年4月1日時点の情報で作成しています。

まぐみみ広島



総務省行政相談センター

総務省 中国四国管区行政評価局

広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎

電話：082-222-1100

FAX：082-228-4955

(注) 関係各機関等における支援策等については、随時、追加、変更し、当局ホームページに掲載してまいります。<http://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku.html>

災害救助法適用市町：広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、
庄原市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町
生活再建支援法適用：広島県

【特定非常災害の指定】

平成30年7月豪雨災害が特定非常災害に指定されました。

この指定により、①法人に係る破産手続開始の決定の留保、②民事調停の申立手数料の免除の措置が講じられています。

目 次



住まいのこと

- 1 被災者のための住宅提供 (P. 4)
- 2 被災住宅の応急修理等 (P. 5)
- 3 民有地内の堆積土砂等の撤去 (P. 6)
- 4 被災した家屋の解体 (P. 7)
- 5 人家裏等の荒廃林地の復旧 (P. 7)



役所の手続きのこと

- 6 り災証明書の発行 (P. 8)
- 7 税に関すること (P. 9)
- 8 登録免許税等の減免措置 (P. 11)
- 9 年金に関すること (P. 12)
- 10 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 13)
- 11 災害による倒壊等建物の職権滅失登記 (P. 14)
- 12 運転免許証の再交付 (P. 14)
- 13 自動車の廃車手続き等 (P. 15)
- 14 公共料金の減免措置 (P. 16)



お金のこと

- 15 被災者生活再建支援金の支給 (P. 17)
- 16 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 (P. 18)
- 17 生活福祉資金の貸付 (P. 18)
- 18 住宅の建設、補修等の融資 (P. 19)
- 19 住宅ローンの返済 (P. 19)
- 20 金融庁相談ダイヤル (P. 20)
- 21 損害保険 (P. 20)
- 22 生命保険の契約内容 (P. 21)
- 23 雇用保険に関する特別措置 (P. 21)
- 24 労災保険給付 (P. 22)



医療・健康のこと

- 25 医療機関の受診 (P. 23)
- 26 地域支え合いセンター (P. 24)
- 27 こころの悩みや健康に関する相談 (P. 25)



教育・子どものこと

- 28 奨学金の緊急採用、返還期限猶予 (P. 26)
- 29 24時間子供SOSダイヤル (P. 26)
- 30 保育料の減免 (P. 26)



事業者の方へ

- 31 中小企業者を対象とした相談窓口 (P. 27)
- 32 中小企業者を対象とした補助金等 (P. 28)
- 33 労働保険料・厚生年金保険料の猶予制度 (P. 28)
- 34 農林漁業関係の復興支援 (P. 29)



そのほかの情報

- 35 法律相談等の窓口 (P. 30)
- 36 発達障害のある方への支援 (P. 31)
- 37 外国人の方への情報提供 (P. 31)
- 38 災害ボランティア (P. 32)
- 39 ペット動物に関する相談窓口 (P. 32)
- 40 太陽光発電システムに関する留意点・相談窓口 (P. 32)



住まいのこと

1 被災者のための住宅提供

【住宅の支援】

- ◆ 住宅に被害を受けられた方に対して、公営住宅等を提供しています。詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

市町	担当部署	連絡先
広島市	都市整備局住宅政策課	082-504-2293
呉市	住宅政策課※	0823-25-3392
竹原市	都市整備課	0846-22-7749
三原市	住宅対策課※	0848-67-6120
尾道市	建築課	0848-38-9247
福山市	住宅課	084-928-1101
府中市	整備保全課	0847-43-7236
三次市	財産管理課	0824-62-6161
庄原市	都市整備課	0824-73-1172
東広島市	住宅課	082-420-0946
江田島市	都市整備課	0823-43-1647
府中町	建築課	082-286-3174
熊野町	開発指導課	082-820-5638
坂町	産業建設課※	082-820-1512

※ 呉市、三原市、坂町は、罹災証明により住宅が半壊などの被害を受け、居住が困難な方を対象とした応急仮設住宅を建設しています。応急仮設住宅の入居についても、上記の窓口にお問い合わせください。

- ◆ 今回の豪雨災害の被災者への公営住宅等の提供は、被災地以外の地域（東京都、神奈川県、横浜市、愛知県、名古屋市、大阪府、大阪市等）でも行われています。詳しくは、各地方公共団体のホームページ等でご確認ください。



2 被災住宅の応急修理等

- ◆ 災害救助法が適用された市町において、災害により住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市町が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。
- ◆ 1世帯当たり58万4千円が上限となります。
- ◆ 以下の全ての要件を満たす方(世帯)が対象となります。
 - ・ 当該災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと
※全壊の住家は、応急修理をすることにより居住が可能である場合は対象となります。
 - ・ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅含む）を利用しないこと
 - ・ 自ら修理する資力がないこと（半壊の方）
- ◆ 詳細は下記の窓口にお問い合わせください。

市町	担当部署	連絡先	市町	担当部署	連絡先
広島市	中区建築課	082-504-2579	広島市	安佐南区建築課	082-831-4953
	東区建築課	082-568-7745		安佐北区建築課	082-819-3938
	南区建築課	082-250-8960		安芸区建築課	082-821-4929
	西区建築課	082-532-0950		佐伯区建築課	082-943-9745
呉市	建築指導課	0823-25-5719	東広島市	建築指導課	082-420-0956
竹原市	都市整備課	0846-22-7749	江田島市	都市整備課	0823-43-1647
三原市	住宅対策課	0848-67-6120	府中町	建築課	082-286-3174
尾道市	建築課	0848-38-9347	海田町	都市整備課	082-823-9634
福山市	建築指導課	084-928-1103	熊野町	開発指導課	082-820-5638
府中市	まちづくり課	0847-43-7156	坂町	産業建設課	082-820-1512
庄原市	都市整備課	0824-73-1151			

- ◆ 被災住宅の補修や再建に関して、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「住まいるダイヤル」を開設しています。

電話：0570-016-100（PHSや一部のIP電話からは03-3556-5147）
 受付時間：10:00～17:00（土、日、祝休日、年末年始を除く）



3 民有地内の堆積土砂等の撤去

- ◆ 宅地内に流入した土砂等の撤去に係る問合せ窓口は下記のとおりです。市町が土砂等の撤去を行う場合の具体的な要件等については、下記の窓口にご照会ください。
- ◆ 既に業者に依頼して土砂を撤去された方についても、撤去費用を事後精算できる場合がありますので、下記の窓口にご照会ください。
なお、作業着手までに2か月程度待つていただく場合があります。

市町	担当課等	連絡先
広島市	下水道局河川防災課 ※	082-504-2411
	中区役所維持管理課	082-504-2581
	東区役所維持管理課	082-568-7747
	南区役所維持管理課	082-250-8962
	西区役所維持管理課	082-532-0947
	安佐南区役所維持管理課	082-831-4957
	安佐北区役所維持管理課	082-819-3941
	安芸区役所維持管理課	082-821-4933
	佐伯区役所維持管理課	082-943-9737
呉市	家屋・がれき撤去班	0823-25-5715
福山市	被災者支援相談窓口	084-928-1284
	廃棄物対策課 ※	084-928-1073
府中市	環境整備課	0847-43-9222
庄原市	都市整備課	0824-73-1151
	環境政策課 ※	0824-72-1398
東広島市	土砂撤去推進室	082-426-3119
江田島市	建築課	0823-43-1646
海田町	都市整備課	082-823-9634

※は、事後精算に係る問い合わせ先。



4 被災した家屋の解体

- ◆ 平成30年7月豪雨により被災した家屋（半壊以上）の解体等について下記の窓口で相談を受けています。

市町	担当課等	連絡先
広島市	下水道局河川防災課	082-504-2411
呉市	家屋・がれき撤去班	0823-25-5715
府中市	環境整備課	0847-43-9222
庄原市	都市整備課	0824-73-1151
東広島市	土砂撤去推進室	082-426-3119
海田町	生活安全課	082-823-9219

5 人家裏等の荒廃林地の復旧

- ◆ 荒廃した林地の復旧対策及び荒廃のおそれのある林地の予防工事を行う場合に、事業費の一部の支援を受けられる場合があります（支援の対象は、人家や公共施設など複数の施設に被害を与えた荒廃林地の所有者等）。
詳しくは、お住まいの市町にお問い合わせください。



役所の手続きのこと

6 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅等の建物が被害にあったことを証明するもので、生活再建支援金・各種融資の申請、税金の減免などに必要となる場合があります。
- ◆ 各市町における「り災証明」の相談窓口は以下のとおりです。
(発行には、本人確認書類、被災状況が分かる写真等が必要です。)

市町	部 署	電 話
広島市	各区役所 地域起こし推進課	中区：082-504-2820 東区：082-568-7705 南区：082-250-8935 西区：082-532-1023 安佐南区：082-831-4926 安佐北区：082-819-3905 安芸区：082-821-4905 佐伯区：082-943-9704
呉市	収納課 市民センター	0823-25-3199
竹原市	税務課	0846-22-7732
三原市	危機管理課	0848-67-6066
尾道市	総務部総務課生活安全係 各支所	0848-38-9216
福山市	福祉総務課 各支所保健福祉課等	本庁：084-928-1045 松永：084-930-0410 北部：084-976-8803 東部：084-940-2572 神辺：084-962-5005 沼隈支所：084-980-7704 新市支所：0847-52-5515
府中市	地域福祉課 上下支所総務係	0847-43-7148 0847-62-2111
三次市	市民部課税課 各支所	0824-62-6124



市町	部 署	電 話
庄原市	総務部収納課 各支所地域振興室（東城支所 は市民生活室）	0824-73-1145、73-1511
東広島市	総務部総務課 黒瀬支所、福富支所、豊栄支 所、河内支所、安芸津支所	082-420-0907
江田島市	税務課 江田島・能美・沖美市民セン ター・三高支所	0823-43-1636
府中町	安心安全室	082-286-3243 （原則、電話で受け付け）
熊野町	総務課	082-820-5601
坂町	税務住民課	082-820-1503

7 税に関すること

【国税】

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」などの措置が設けられています。いずれも所轄税務署への申請が必要です。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署（次のページ参照）にお問い合わせください。



役所の手続きのこと

名称	電話番号	管轄区域
尾道税務署	0848-22-2131	尾道市、世羅町
海田税務署	082-823-2131	広島市東区のうち馬木町、馬木1~9丁目、温品町、温品1~8丁目、上温品1~4丁目、福田町、福田1~8丁目、広島市安芸区、安芸郡
呉税務署	0823-23-2424	呉市
西条税務署	082-422-2191	東広島市
庄原税務署	0824-72-1001	庄原市
竹原税務署	0846-22-0485	竹原市、大崎上島町
広島北税務署	082-814-2111	広島市安佐南区、広島市安佐北区の一部（吉田税務署管内の地域を除く。）、山県郡
広島南税務署	082-253-3281	広島市南区の一部、江田島市
福山税務署	084-922-1350	福山市の一部（府中税務署管内の地域を除く。）
府中税務署	0847-45-2570	福山市のうち芦田町、駅家町、新市町、府中市、神石郡
三原税務署	0848-62-3131	三原市
三次税務署	0824-62-2721	三次市
吉田税務署	0826-42-0008	広島市安佐北区のうち白木町、安芸高田市

【県税】

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税（後述）、自動車税、自動車取得税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

事務所名	電話	事務所名	電話
西部県税事務所	082-228-2111	東部県税事務所	084-921-1311
呉分室	0823-22-5400	尾道分室	0848-25-2011
廿日市分室	0829-32-1181	北部県税事務所	0824-63-5181
東広島分室	082-422-6911	県庁税務課	082-513-2327



【市町村税】

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税（市町村民税、県民税）、国民健康保険税（料）、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。
- ◆ 半壊以上の被害を受けた家屋や使用不能となった宅地・農地等については、被害の程度に応じて固定資産税が減免されます。
- ◆ 住宅又は家財の損失額が一定規模以上あった方は住民税が減免されることがあります。
- ◆ 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。

【税についてのご相談】

- ◆ 中国税理士会が、下記のフリーダイヤルで被災者の税金に関する相談に応じています。

電 話：フリーダイヤル 0120-927-370

受付時間：月曜日から金曜日まで 10:00～16:00

8 登録免許税等の減免措置

【登録免許税の減免】

- ◆ 自然災害により住宅、工場又は事務所の建物に被害を受けた方（建物被災者）又はその相続人等が、滅失した建物又は損壊した建物に代わるものとして新築又は取得をした建物（被災代替建物）の所有権の保存又は移転の登記で自然災害の発生した日以後5年を経過するまでの間に受けるものについては、一定の要件を満たす場合、登録免許税が免除されます。



役所の手続きのこと

- ◆ また、建物被災者等が上記免除措置の適用を受ける被災代替建物の敷地の用に供される土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得をした場合において、所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記についても、一定の要件を満たす場合は、登録免許税が免除されます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの法務局又は税務署にお問い合わせください。

※ 登録免許税は不動産、船舶、航空機、会社、人の資格などについての登記や登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明について課税される国税です。

【不動産取得税の減免】（広島県）

- ◆ 災害により被害を受けた不動産のうち、不動産を取得した日から6月以内に、災害によって滅失又は損壊したものについて、減免される場合があります。
- ◆ 災害により被害を受けた不動産に代わるものとして取得した不動産のうち、災害によって不動産を滅失又は損壊した日から2年以内に当該滅失又は損壊した不動産に代わるものとして知事が認める不動産を取得した場合で上記の減免を受けていない場合、減免が受けられます。
- ◆ 詳しくは最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

9 年金に関すること

- ◆ 日本年金機構は、平成30年7月豪雨により被害を受けられた方から年金給付、国民年金の保険料納付や免除、厚生年金保険の保険料納付やこれらの手続に関する相談を受け付ける「被災者専用フリーダイヤル」を開設しています。

<被災者専用フリーダイヤル>

0120-010-551

[月曜 8:30～19:00、その他平日8:30～17:15、第2土曜日9:30～16:00]

年金給付に関する相談：ガイダンス（1）

国民年金の保険料納付、免除等に関する相談：ガイダンス（2）

厚生年金保険の保険料納付、手続き等に関する相談：ガイダンス（3）



- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。

詳しくは前記フリーダイヤル又はお近くの年金事務所でご確認ください。

名称	電話番号、管轄区域
広島東 年金事務所	(厚生年金等) 電話：082-228-3131 広島市、大竹市、廿日市市、江田島市、安芸郡、山県郡
	(国民年金) 電話：082-228-3131 広島市中区、安佐南区、安佐北区
広島西 年金事務所	(国民年金) 電話：082-535-1505 広島市西区、佐伯区、大竹市、廿日市市、山県郡
広島南 年金事務所	(国民年金) 電話：082-253-7710 管轄エリア：広島市東区、南区、安芸区、江田島市、安芸郡
福山 年金事務所	電話：084-924-2181 管轄エリア：福山市
呉 年金事務所	電話：0823-22-1691 管轄エリア：呉市、竹原市、東広島市
三原 年金事務所	電話：0848-63-4111 管轄エリア：三原市、尾道市、豊田郡、世羅郡
三次 年金事務所	電話：0824-62-3107 管轄エリア：三次市、庄原市、安芸高田市
備後府中 年金事務所	電話：0847-41-7421 管轄エリア：府中市、神石郡

10 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、贈与、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。詳細は、広島法務局にお問い合わせください。

電 話：082-228-5741

受付時間：平日8:30～17:15



11 災害による倒壊等建物の職権滅失登記

- ◆ 平成30年7月豪雨による被害が甚大であり、激甚災害に指定されたことに鑑み、広島法務局では、下記の市町において、今般の豪雨災害による倒壊等建物（下記①～③）の滅失の登記を、登記官の職権により行うこととしています。

- ①平成30年7月豪雨により全壊（土砂災害による倒壊又は流失）した建物
- ②市・町による公費解体した（される）建物
- ③個人で先行して解体（自費解体）し、費用の償還申請に該当する建物

【対象市町】

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、安芸高田市、江田島市、府中町、熊野町、坂町、大崎上島町

- ◆ なお、上記①②③の建物で、登記記録上附属建物のある建物において、主である建物のみ解体又は附属建物のみ解体の場合（いわゆる主従関係にある建物の一方のみを解体した場合）は、変更登記等（建物図面の添付）が必要となることから、職権滅失登記の対象から除外となりますので、御留意願います。
- ◆ 詳しくは広島法務局民事行政部不動産登記部門（082-228-5719）にお問い合わせください。

12 運転免許証の再交付

- ◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合は再交付ができます。また、再交付手数料が免除される場合があります。
- ◆ 詳しくは、下記連絡先にお問い合わせください。

広島県運転免許センター	082-228-0110	広島市佐伯区石内南3-1-1
広島県東部運転免許センター		福山市瀬戸町山北5-4番地2



13 自動車の廃車手続き等

- ◆ 被災自動車（軽自動車除く）の廃車手続きの際には申請書、ナンバープレート2枚、自動車検査証、所有者の印鑑証明書、所有者の実印を準備し、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続きする必要があります。

なお、手続きにつきましてはその他必要となる書類もありますので、下記運輸支局又は検査登録事務所までお問合せ下さい。

名称	電話番号	管轄区域
広島運輸支局	050-5540-2068	広島県（福山自動車検査登録事務所の管轄に属するものを除く。）
福山自動車検査登録事務所	050-5540-2069	広島県のうち尾道市、福山市、三原市、府中市、竹原市、豊田郡、世羅郡及び神石郡

（注）ダイヤル後、音声ガイダンスが流れます。流れ始めましたら「037」とプッシュして下さい。

- ◆ 軽自動車の廃車手続きについては、下記の軽自動車検査協会にお問合せください。

名称	電話番号	管轄区域
軽自動車検査協会 広島主管事務所	050-3816-3080	広島県（福山自動車検査登録事務所の管轄に属するものを除く。）
軽自動車検査協会 広島主管事務所 福山支所	050-3816-3081	広島県のうち尾道市、福山市、三原市、府中市、竹原市、豊田郡、世羅郡及び神石郡

軽自動車検査協会ホームページ「Q&A」のコーナーからも廃車手続に必要な書類等を確認することができます。

- ◆ 大雨による浸水被害等を受けて水に浸かった車両は、水が引いても使用しないでください。外見上問題がなさそうな状態でも、感電事故や、電気系統のショート等による車両火災が発生するおそれがありますので、自分でエンジンをかけず、お買い求めの販売店、最寄りの整備工場にご相談ください。
- ◆ 被災者生活再建支援法の適用区域で、被災により廃車する場合は、永久抹消登録の日にかかわらず、自動車重量税は「被災適用日」から還付されます。



14 公共料金の減免措置

- ◆ 電気、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。
また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社へご確認ください。
- ◆ 上下水道について、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町）にご確認ください。



15 被災者生活再建支援金の支給

- ◆ 今回の災害で、生活再建支援法の適用を受けた地域で住宅が全壊・大規模半壊した場合、半壊の被害や敷地被害を受けてやむをえない事由で住宅を解体したなど以下のような場合において、生活再建のための支援金が支給されます。

また、対象となる世帯は、以下のとおりです。

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊、又は敷地被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が大規模半壊した世帯

※③について、現時点で平成30年7月豪雨に関しての適用はありません。

支援金は、住宅の被害の程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金とがあります。基礎支援金は災害発生日から13月以内、加算支援金は災害発生日から37月以内が申請期間となっています。

【基礎支援金】

住宅の被害の程度	全壊、解体、長期避難 (上記①、②、③)	大規模半壊 (上記④)
二人以上の世帯	100万円	50万円
一人世帯	75万円	37.5万円

【加算支援金】

住宅再建の方法	建設・購入	補修	賃貸
二人以上の世帯	200万円	100万円	50万円
一人世帯	150万円	75万円	37.5万円

- ◆ 詳しくは、お住まいの市町にお問い合わせください。



お金のこと

16 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

- ◆ 今回の災害でお亡くなりになられた場合に災害弔慰金が、災害による負傷、疾病で著しい障害が生じた場合に災害見舞金が、以下のとおり支給されます。
 - ・ 生計維持者がお亡くなりになられた場合 500万円
 - ・ 生計維持者以外がお亡くなりになられた場合 250万円
 - ・ 生計維持者が重度の障害を受けた場合 250万円
 - ・ 生計維持者以外が重度の障害を受けた場合 125万円
- ◆ 広島県においても住宅が被害を受けられ方に災害見舞金を支給しています。
 - ・ 住家の全壊世帯 30万円
 - ・ 住家の半壊世帯 10万円
- ◆ また、お住まいの市町から災害見舞金等が支給される場合があります。
- ◆ 上記の災害弔慰金、災害見舞金について、詳しくは、お住まいの市町にお問い合わせください。

17 生活福祉資金（福祉費）の貸付

【住宅補修費・災害援護費】

- ◆ 広島県内に所在を有し、平成30年7月豪雨災害により被災したことにより、福祉費（住宅補修費・災害援護費）を必要とする低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金（250万円以内）や災害により臨時に必要な経費（150万円以内）の貸付が行われます。
- ◆ 償還期限は、据置期間（貸付日から2年以内）経過後、20年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町社会福祉協議会にお問い合わせください。



18 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、建設資金、購入資金または補修資金について、金利を優遇した災害復興住宅融資を行っています。借り入れには、市町が発行する「り災証明書」が必要です。

詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

- ・住宅金融支援機構 お客様コールセンター：0120-086-353（通話料無料）

- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

19 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。

詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。

借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます（ナビダイヤル0570-017-109または03-5252-3772、受付時間 9時～17時）。



お金のこと

20 金融庁相談ダイヤル

- ◆ 平成30年7月豪雨発生に際し、被災者の皆様が金融機関のどの窓口にお問い合わせをすればいいのかということのご照会、あるいは、金融機関とのお取引に関するご相談等を受け付けるため、「平成30年7月豪雨金融庁相談ダイヤル」を以下のとおり開設しています。

- ・ 金融庁相談ダイヤル 0120-156-811（IP電話からは03-5251-6813）
（受付：平日10:00～17:00）

- ◆ 災害救助法適用市町にお住まいの被災者について、金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しを行っています。
詳しくは、各金融機関の窓口でお問合せください。

21 損害保険

- ◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。

- ・ ご契約の損害保険会社
- ・ そんぽADRセンター（受付時間 9：15～17：00 ナビダイヤル0570-022-808）
（IP電話からは082-553-5201）

証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。

- ・ 国内損害保険会社との契約に関する問合せ（受付時間 平日9:15～17:00）
0120-501-331（IP電話からは03-6836-1003）
- ・ 外国損害保険会社との契約に関する問合せ（受付時間 平日9:00～17:00）
03-5425-7850



22 生命保険の契約内容

- ◆ 生命保険会社、かんぽ生命では、災害救助法適用市町にお住まいの被災者について、保険料の払い込み猶予期間の延伸（最長6か月）、保険金の非常時即時払い等の非常取扱いを実施しています。詳しくは、ご契約の生命保険会社、かんぽ生命にお問い合わせください。

また、家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・生命保険協会災害地域生保契約照会センター フリーダイヤル0120-001-731
- ・かんぽコールセンター フリーダイヤル0120-552-950

23 雇用保険に関する特別措置

- ◆ 災害救助法の適用を受けた市町において被災した事業所に雇用されている方、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、特別措置が実施されています。
- ◆ 災害により事業所が休止・廃止し、一時的に離職された方については、失業給付を受給できます（一定の要件があります）。

詳しくは、最寄りのハローワーク（次のページ参照）または広島労働局職業安定部職業安定課（082-502-7831）にお問い合わせください。



お金のこと

ハローワーク	所在地	電話番号	管轄区域
広島	広島市中区上八丁堀 8-2 広島清水ビル	082-223-8609	広島市のうち中区、西区、 安佐南区、佐伯区（杉並 台、湯来町を除く）
広島西条	東広島市西条町寺家 6479-1	082-422-8609	東広島市
竹原	竹原市中央 5-2-11	0846-22-8609	竹原市、豊田郡
呉	呉市西中央 1-5-2	0823-25-8609	呉市、江田島市
尾道	尾道市栗原西 2-7-10	0848-23-8609	尾道市、世羅郡
福山	福山市東桜町 3-12	084-923-8609	福山市
三原	三原市館町 1-6-10	0848-64-8609	三原市
三次	三次市十日市東 3-4-6	0824-62-8609	三次市
安芸高田	安芸高田市吉田町吉田 1814-5	0826-42-0605	安芸高田市
庄原	庄原市中本町 1-20-1	0824-72-1197	庄原市
可部	広島市安佐北区可部南 3-3-36	082-815-8609	広島市のうち安佐北区、山 県郡
府中	府中市府中町 188-2	0847-43-8609	府中市、神石郡
広島東	広島市東区光が丘 13-7	082-264-8609	広島市のうち東区、南区、 安芸区、安芸郡
廿日市	廿日市市串戸 4-9-32	0829-32-8609	廿日市市、広島市佐伯区の うち杉並台、湯来町
大竹	大竹市白石 1-18-16	0827-52-8609	大竹市

24 労災保険給付

- ◆ 事業場に雇用される労働者が「工作中」や「通勤中」に被災された場合、労災保険給付が受けられます。
- ◆ 労災保険給付請求書等に事業主の証明を受けることが困難な場合には、当面の間、請求書等に事業主の証明がなくとも労働基準監督署で受け付けます。
詳細は最寄りの労働基準監督署又は広島労働局労働基準部労災補償課（Tel082-221-9245）までお問い合わせください。



25 医療機関の受診

- ◆ 被災により被保険者証等を紛失、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てすることにより保険診療で受診することができます。詳しくは、保険者(健保は協会けんぽ、国保は市町)、各医療機関にお問い合わせください。

- ◆ 災害救助法の適用市町の住民の方で、適用市町の国民健康保険・介護保険、後期高齢者医療、協会けんぽに加入している場合、下記①～⑤のいずれかに該当する方は、保険証と猶予(免除)証明書の両方を医療機関、介護サービス事業所等の窓口で提示することで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料の猶予(免除)を受けることができます。
 - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※ 猶予(免除)証明書は、あらかじめご加入の各保険者に申請を行うことで交付されます。



26 地域支え合いセンター

- ◆ 被災された方の孤立死や自殺の発生防止、並びに早期の生活再建を支援するため、見守り支援、日常生活上の相談支援や生活支援、住民同士の交流機会の提供、地域社会への参加促進、専門的な心のケアなどを行うため、「地域支え合いセンター」が開設されています。

地域支え合いセンター	相談・連絡先
呉市地域支え合いセンター	呉市社会福祉協議会 : 0823-36-3535
竹原市地域支え合いセンター	竹原市社会福祉協議会 : 0846-21-8070
三原市地域支え合いセンター	三原市社会福祉協議会 : 080-8244-0835
尾道市地域支え合いセンター	尾道市社会福祉協議会 : 0848-22-2113
府中市地域支え合いセンター	府中市社会福祉協議会 : 0847-47-1294
三次市地域支え合いセンター	三次市社会福祉協議会 : 0824-63-3340
庄原市地域支え合いセンター	庄原市社会福祉協議会 : 0824-75-0345
東広島市地域支え合いセンター	東広島市社会福祉協議会 : 082-426-3093
江田島市地域支え合いセンター	江田島市社会福祉協議会 : 0823-40-2210
府中町地域支え合いセンター	福祉課 : 082-286-3162
海田町地域支え合いセンター	海田町社会福祉協議会 : 082-820-0294
熊野町地域支え合いセンター	高齢者支援課 : 082-820-5605
坂町地域支え合いセンター	082-820-7774



27 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ こころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。

相談窓口等の名称	電話番号	受付時間
平成30年7月豪雨被災者のための心の相談ダイヤル	0120-202-518	平日 10:00～17:00
平成30年7月豪雨被災者のための健康相談ダイヤル	0120-401-281	月・水・金 13:00～17:00 (祝日を除く)
広島こころのケアチーム	082-885-8905	平日 9:00～17:00
広島県立総合精神保健福祉センター	082-884-1051	平日 9:00～17:00
こころの電話 (広島県精神保健福祉協会)	082-892-9090	月、水、金 9:00～12:00、13:00～16:30
精神保健福祉相談(広島市)	082-245-7731	平日 8:30～17:00
広島いのちの電話	082-221-4343	24時間年中無休

上記のほか、広島県の各保健所や広島市、呉市、福山市にも窓口が設置されています。詳しくは、下記のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/57/kokoronokea.html>



- ◆ 広島県薬剤師会は被災者の方のお薬についてのご相談に応じています。

連絡先 082-567-6093 (平日午前10:00～正午、午後1:00～3:00)



教育・子どものこと

28 奨学金の緊急採用、返還期限猶予

【日本学生支援機構の奨学金】

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、①災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、②奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。緊急採用奨学金については、在学している学校を通じて申し込む必要があります。また、奨学金返還の減額返還・返還期限猶予は、「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を同機構に提出する必要があります。（問合先：0570-666-301）

【広島県高等学校等奨学金】

- ◆ 災害等による家計急変のため、緊急に奨学金の貸付けが必要な生徒からの申請を随時受け付けています（緊急募集）。この度の豪雨により被災された方は、この制度を利用できる場合があります。在学している学校又は広島県教育委員会教育支援課（082-513-4996）へお問い合わせください。

29 24時間子供SOSダイヤル

- ◆ 被災した子供を含め、悩みのある子供や保護者等が、いつでも相談機関に相談できるよう都道府県及び指定都市教育委員会が夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制を整備しています。

電話：0120-0-78310 なやみ言おう

（原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続されます）

30 保育料等の減免

- ◆ 今回の災害で被災された方を対象として、保育園、認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園等の保育料（利用者負担額）を減免できる場合があります。

詳しくは、保育園・放課後児童クラブ等についてはお住まいの市町の児童福祉担当課に、幼稚園については教育委員会にお問い合わせください。



31 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口又はお近くの商工会議所にお問い合わせください。

【日本政策金融公庫】

支店名	国民生活事業	中小企業事業
広島支店	082-244-2231	082-247-9151
尾道支店	0848-22-6111	
福山支店	084-922-6550	
呉支店	0823-24-2600	

【広島県信用保証協会】 082-228-5501

【商工組合中央金庫】 広島支店 082-248-1151
 広島西部支店 082-277-5421
 福山支店 084-922-6830

【広島県商工会連合会】 082-247-0221

【広島県中小企業団体中央会】 082-228-0926

【中小企業庁】 広島県よろず支援拠点 082-240-7706

【独立行政法人中小企業基盤整備機構】 中国本部 082-502-6300

【中国経済産業局 産業部 中小企業課】 082-224-5661



事業者の方へ

32 中小企業者を対象とした補助金等

◆ グループ補助金

中小企業等がグループを形成して「復興事業計画」を策定し、県の認定を受けた場合に、そのグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の一部を支援します。

対象者：平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業者、
中小企業事業協同組合等

条件等：補助率 最大3 / 4（国1 / 2、県1 / 4）

上限額 15億円

対象費目 施設、設備の復旧費用等

◆ 上記のほかにも支援策がありますので、詳しくは、中小企業庁が作成する「被災中小企業者等支援策ガイドブック」をご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html>



33 労働保険料・厚生年金保険料の猶予制度

【労働保険】

○ 納付の猶予

今回の災害により被害を受け、事業財産に相当の損失（おおむね20%以上）を受けた事業場の事業主のみなさまについては、労働保険料・一般拠出金の納付が、最大で1年間猶予されます。

詳しくは広島労働局又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

【厚生年金保険料】

○ 納付の猶予

災害等の影響により、保険料の納付が困難な場合は、申請により、納付の猶予を受けることができます。

詳しくは、日本年金機構被災者専用フリーダイヤル（0120-010-551）又はお近くの年金事務所にお問い合わせください。



34 農林漁業関係の災害復興

◆ 農林水産省相談窓口

中国四国農政局広島県拠点 電話：082-228-9676

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や災害復旧貸付等について、下記の相談窓口を設置しています。また、各農業協同組合等でも、融資等に関するご相談を受け付けています。

日本政策金融公庫 広島支店	082-249-9152
広島県信用農業協同組合連合会	082-248-9515
広島県信用漁業協同組合連合会 審査部	082-247-2301

- ◆ 農林水産省では、下記のホームページで農林水産関係被害への支援対策を整理・公表しています。

(逆引き辞典からお探してください)

http://www.maff.go.jp/j/saigai/ooame/h3007/shien_taisaku.html



- ◆ 災害で被害を受けた農地・農業用施設で、1箇所の新築費が40万円以上等の要件を満たすものは、災害復旧事業の対象になります。詳しくは市町にお問い合わせください。
- ◆ 広島県の各農林水産事務所でも農林水産業施設災害復旧事業、造林事業等の支援について相談に応じています。



そのほかの情報

35 法律相談等の窓口

【法テラス】

- ◆ 法テラス（日本司法支援センター）では、被災者の方を対象とした無料法律相談を行っています。弁護士・司法書士による面談での相談は最寄りの法テラスにご連絡ください。

法テラス広島 電話：050-3383-5485

- ◆ 災害に関する法的問題の解決に役立つ制度や相談窓口の情報提供については、下記のフリーダイヤルにお問合せください。

電話：0120-078309

おなやみレスキュー

受付日時：平日9時～21時、土曜9時～17時

【広島弁護士会】

- ◆ 広島弁護士会では、今回の災害に関連する無料の法律相談を実施しています。住宅、借金、保険、相続、契約、公的支援、生活・事業に関する事など、このたびの被災に関する相談に広島弁護士会の弁護士がお答えします。

電話番号：0120-611-613（082-502-0612も利用可能）

実施期間：平成31年4月1日～同年7月29日

実施日時：毎週月曜日（祝日を除く）12時～18時

【広島司法書士会】

- ◆ 広島司法書士会総合相談センターでは、毎週月曜日から金曜日の12時から15時まで電話相談を実施しております。

電話番号：082-511-7196

また、面談による無料相談も実施しております。電話相談にてご予約ください。



36 発達障害のある方への支援

- ◆ 発達障害のある方とそのご家族を対象に、ご自宅や避難所での困りごとについて相談・支援を行っています。

センター名	電話番号	受付時間
【広島市以外にお住まいの方】 広島県発達障害者支援センター (社会福祉法人つつじ)	082-490-3455	月曜日～金曜日 9時～17時 (祝祭日、年末年始を除く。)
【広島市にお住まいの方】 広島市発達障害者支援センター	082-568-7328	午前8時30分～午後5時15分 (土曜日、日曜日、祝日、8月6日、 12月29日から1月3日を除く)

37 外国人の方への情報提供

- ◆ ひろしま国際センターでは、災害関連情報を翻訳し、ホームページやフェイスブックで提供しています。

ひろしま国際センターホームページ：<http://hiroshima-ic.or.jp/>

また、下記の窓口で外国人のみなさんの相談を受け付けています（英語、韓国語、フィリピン語で相談することができます）。

電話窓口：0120-783-806（携帯電話、スマートフォンからは、082-541-3888）

受付時間：毎週木曜日10:00～12:00、13:00～16:00

- ◆ 広島市にお住まいの方は、公益財団法人 広島平和文化センターでも外国人市民の生活相談を受け付けています。

電話：082-241-5010

受付時間：平日9:00～16:00（8月6日を除く）

- ◆ 呉市国際交流協会 国際交流センターでは、外国語相談員による相談を受け付けています（英語、ポルトガル語等）。電話でも相談できます。

電話：0823-25-5604

受付時間（英語）：月～金9:00～17:30、土日10:00～18:00

受付時間（ポルトガル語）：火～木、土10:00～17:00、金9:30～17:00



そのほかの情報

38 災害ボランティア

- ◆ 災害ボランティアを必要とされている場合やボランティア活動への参加を希望されている場合は、各市町の社会福祉協議会にお問合せください。

39 ペット動物に関する相談窓口

- ◆ 迷子になったペットに関する相談、飼い主不明のペットの保護情報、その他ペットの飼育全般の相談を受け付けています。

市町	受付窓口	連絡先
広島市	広島市動物管理センター	082-243-6058
呉市	呉市動物愛護センター	0823-70-3711
福山市	福山市動物愛護センター	084-970-1201
その他の市町	広島県動物愛護センター	0848-86-6511

40 太陽光発電システムに関する留意点・相談窓口

- ◆ 浸水等の被害を受けた太陽光発電システムの取扱い上の留意点をホームページに掲載しています。

○ <http://www.jpea.gr.jp/topics/180710.html>

一般社団法人 太陽光発電協会

〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-N ビル 8F

TEL : 03-6268-8544

被災した太陽光発電設備の保管等について、注意喚起がなされています。

○ http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/h30gouu/04_180706_solar.pdf

環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

TEL : 03-5521-8358 (内線 6825)